

高野町歴史的風致維持向上計画



和歌山県高野町

表紙説明（中央） 『参詣要覧 高野山名所絵図』

大正 11 年（1922）、吉田初三郎作の鳥瞰図である。発行者は吉田初三郎、印刷人は東京の小山吉三、印刷所は東京の大正名所図会社、発行所は金剛峯寺事務所である。高野山上を中心として、富貴・五條・橋本などのまち、大阪～高野山～熊野への参詣道、鉄道などの交通網も描かれている。

序章	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画期間	2
3. 計画の策定体制	2
4. 計画策定の経緯	5
第1章 高野町の歴史的風致形成の背景.....	6
1. 自然的環境	6
(1) 位置	6
(2) 地形・地質・水質.....	7
(3) 気象	10
2. 社会的環境	11
(1) 土地利用	11
(2) 人口動態	13
(3) 交通機関	15
(4) 産業	18
3. 歴史的環境	22
(1) 歴史	22
(2) 関わりのある人物.....	28
4. 文化財等の分布状況.....	30
(1) 国指定の文化財.....	31
(2) 国登録の文化財.....	36
(3) 県指定の文化財.....	37
(4) 町指定の文化財.....	39
(5) 主な未指定文化財.....	39
(6) 特産品、伝統的技術、工芸品、料理.....	41
第2章 高野町の維持及び向上すべき歴史的風致	43
1. 高野参詣に見る歴史的風致.....	45
(1) はじめに	45
(2) 「高野七口」と参詣道の成立、変遷	47
(3) 建造物等	51
(4) 高野参詣にみられる活動.....	56
(5) まとめ	60
2. 高野槇供花にみる歴史的風致.....	61
(1) はじめに	61
(2) 建造物等	62
(3) 歴史と活動	66

(4) まとめ	74
3. 宗祖降誕会（青葉まつり）にみる歴史的風致	76
(1) はじめに	76
(2) 建造物等	77
(3) 宗祖降誕会（青葉まつり）の歴史と流れ	80
(4) まとめ	83
4. 燈明信仰にみる歴史的風致	85
(1) はじめに	85
(2) 建造物等	86
(3) 歴史と活動	87
(4) まとめ	91
5. 明神社秋季大祭にみる歴史的風致	92
(1) はじめに	92
(2) 建造物等	93
(3) 明神社秋季大祭の流れ	99
(4) まとめ	101
6. 高野山を取り巻く周辺集落の祭礼にみる歴史的風致	102
はじめに	102
6-1 富貴の秋祭り	106
(1) 祭りの由来	106
(2) 建造物等	107
(3) 祭りの流れ	108
6-2 花坂の鬼もみ	112
(1) 鬼もみの由来	112
(2) 建造物等	113
(3) 鬼もみの流れ	114
6-3 細川の傘鉾祭り	118
(1) 祭りの由来	118
(2) 建造物等	118
(3) 傘鉾祭りの流れ	119
6-4 筒香の秋祭り	122
(1) 上筒香の秋祭り	122
(2) 中筒香と下筒香の秋祭り	123
まとめ	126

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	130
1. 歴史的風致の維持向上に関する課題	130
（1）歴史的建造物等周辺のまちなみに関する課題	130
（2）歴史的建造物等の保存・活用に関する課題	130
（3）歴史文化を生かした観光振興等に関する課題	131
（4）歴史と文化を守り伝える人々の活動に関する課題	131
2. 既存計画（上位・関連計画）との関連性	132
（1）第4次高野町長期総合計画	133
（2）まち・ひと・しごと創生高野町総合戦略	134
（3）高野町景観計画	136
（4）都市計画区域マスタープラン（紀北圏域）	139
（5）世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」和歌山県保存管理計画	141
（6）高野農業振興地域整備計画	143
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	144
（1）歴史的建造物等周辺のまちなみに関する方針	144
（2）歴史的建造物等の保存・活用に関する方針	144
（3）歴史文化を生かした観光振興等に関する方針	144
（4）歴史と文化を守り伝える人々の活動に関する方針	145
4. 歴史的風致維持向上計画の推進体制	146
第4章 重点区域の位置及び区域	147
1. 重点区域の位置及び区域	147
（1）歴史的風致の分布	147
（2）重点区域の位置及び区域名称等	148
2. 重点区域の指定の効果	150
3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	151
（1）景観計画	151
（2）屋外広告物条例	153
（3）高野龍神国定公園	155
（4）森林法	157
第5章 文化財の保存又は活用に関する事項	158
1. 町全体に関する事項	158
（1）文化財の保存・活用の現況と今後の方針	158
（2）文化財の修理（整備）に関する方針	158
（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針	159
（4）文化財の周辺環境の保全に関する方針	159

(5) 文化財の防災に関する方針	159
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針	160
(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針	160
(8) 教育委員会の体制と今後の方針	161
(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針	161
2. 重点区域に関する事項	161
(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画	161
(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画	161
(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画	162
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画	162
(5) 文化財の防災に関する具体的な計画	162
(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画	162
(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画	163
(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画	163
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項	164
1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針	164
2. 事業	165
(1) 歴史的建造物等周辺のまちなみ形成に関する事業	167
(2) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業	173
(3) 歴史文化を生かした観光振興等に関する事業	179
(4) 歴史と文化を守り伝える人々の活動に関する事業	186
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	188
1. 歴史的風致形成建造物の指定	188
(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針	188
(2) 歴史的風致形成建造物の指定要件	188
2. 歴史的風致形成建造物の指定候補	189
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	192
1. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	192
(1) 歴史的風致形成建造物の維持管理の基本的な考え方	192
(2) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針	192
(3) 届出が不要な行為	193
資料編	194
1. 主な参考文献	194
2. 主な協力団体、協力者（写真提供等）	195